

## 事例 8

# 災害保険金のお支払い (被保険者の重大な過失による免責)

被保険者の重大な過失によって被保険者が亡くなられたときは、災害保険金の免責事由にあたるため、支払事由に該当していても、災害保険金はお支払いできません。

「重大な過失」とは、著しい不注意をいいます。重大な過失については、客観的・一般的な角度から著しい不注意にあたるか否か、個別的な特殊事情があるかどうかなどを考慮し、慎重に判定します。

## 災害保険金の免責事由

- ① 契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき。
- ② 受取人の故意または重大な過失によるとき。
- ③ 被保険者の犯罪行為によるとき。
- ④ 被保険者の精神障がいを原因とする事故によるとき。
- ⑤ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき。
- ⑥ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき。
- ⑦ 被保険者が法令の定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき。
- ⑧ 地震、噴火または津波によるとき。
- ⑨ 戦争その他の変乱によるとき。

## ご注意

災害保険金の免責事由に該当する場合でも、死亡保険金の免責事由に該当しないときは、死亡保険金はお支払いの対象になります。

## 団体定期保険災害保障特約の例

### お支払いする場合

被保険者が居眠り運転をして路肩に衝突し亡くなられたケース  
(被保険者の軽過失に該当する場合)



運転中に居眠りをしてしまった行為は、重大な過失とはいえないため災害保険金をお支払いします。

### お支払いできない場合

被保険者が、危険であることを認識できる状況で、高速道路を逆走して対向車と衝突し、亡くなられたケース



被保険者に重大な過失があるため、災害保険金はお支払いできません。

お支払いについて